

山口県業務委託プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企画競争により契約の相手方を選定する方法（以下「プロポーザル方式」という。）により随意契約を行う場合の事務取扱について、法令、規則及び他の要領等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 この要領は、山口県がプロポーザル方式により業務委託契約（建設工事に係るものを除く。）を締結しようとする場合に適用する。

(審査基準)

第3条 契約担当者は、プロポーザル方式に係る手続を開始しようとするときは、あらかじめ、当該手続に係る最優秀提案者を決定するための基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 審査基準には、評価項目、得点配分、最優秀提案者の決定方法その他必要な基準を定めるものとする。

(参加者への周知)

第4条 契約担当者は、プロポーザル方式に係る手続を開始しようとするときは、当該手続に参加を希望する者に次の事項を周知するものとする。

- 一 プロポーザル方式に係る手続に付する事項
- 二 プロポーザル方式に係る手続の参加資格に関する事項
- 三 プロポーザル方式に係る手続の方法に関する事項
- 四 プロポーザル方式に係る審査基準等
- 五 提案書の内容及び受領期限等必要事項
- 六 提案書の作成に要した費用の負担に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項

2 契約担当者は、プロポーザル方式に係る手続に必要と認めるときは、予算限度額を設定し、当該手続に参加を希望する者に周知することができる。

(提案書)

第5条 提出された提案書は返却しない。また提出された提案書の訂正、差し替えは、認めない。

(提案書の審査)

第6条 契約担当者は、提出された提案書を審査基準に基づき審査し、最優秀提案者を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該提案書を提出した者を最優秀提案者としなければならないことができる。

- 一 当該手続の参加資格を有しないとき
- 二 提案書を期限までに提出しないとき
- 三 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき
- 四 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき
- 五 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- 六 予算限度額を周知して実施した場合において、提案の内容が予算限度額を超えているとき
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

3 契約担当者は、前項の規定に基づき最優秀提案者としなければならない者がいるときは、理由を付した書面により当該者に通知するものとする。

(最優秀提案者決定の通知)

第7条 契約担当者は、最優秀提案者を決定したときは、理由を付した書面により参加者に通知するものとする。

(契約相手方の決定方法)

第8条 契約担当者は、最優秀提案者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。

2 最優秀提案者が2人以上あるときは、当該者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

3 前項の規定により最低の価格をもって見積りをした者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて契約相手方を決定するものとする。

(履行の確保)

第9条 契約担当者は、監督又は検査の際には、提案内容のとおり履行されているかどうかを確認するものとする。

2 受注者の責めに帰すべき理由により提案内容が不履行の場合には、再履行させるものとする。ただし、再履行が困難又は合理的ではないと認められる場合は、契約に違反するものとして、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。